2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申出書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

3　（略）

（氏名変更の届出）

**第六条**　老齢福祉年金の受給権者は、氏名を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は国民年金証書の記号番号

2　前項の規定により同項の届書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（住所変更の届出）

**第七条**　老齢福祉年金の受給権者は、住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　個人番号又は国民年金証書の記号番号

2　前項の規定により同項の届書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（年金払渡方法の変更の届出）

**第八条**　老齢福祉年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は国民年金証書の記号番号

三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類

二　前項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金証書

三　（略）

3　（略）

（氏名変更の届出）

**第六条**　老齢福祉年金の受給権者は、氏名を変更したときは、十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　国民年金証書の記号番号

（新設）

（住所変更の届出）

**第七条**　老齢福祉年金の受給権者は、住所を変更したときは、十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　国民年金証書の記号番号

（新設）

（年金払渡方法の変更の届出）

**第八条**　老齢福祉年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　国民年金証書の記号番号

三　（略）

2　前項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。